習志野市農業委員会総会議事録

平成２３年第５回習志野市農業委員会は平成２３年５月２４日（火）JA 千葉みらい習志野支店２階会議室で開催した。

１．開催時刻　　午前９時より
１．委員の出欠席　　１８名中　　１７名出席　　欠席　１名

委員氏名（網かけは欠席委員）

１番　伊藤　和彦	２番　飯生　良	３番　吉野　吉雄
４番　中台　孝政	５番　斉藤　健次	６番　相原　和行
７番　田久保　武士	８番　木村　静子	９番　市角　夏司
１０番　村山　光男	１１番　織戸　正裕	１２番　飯生　正己
１３番　織戸　和行	１４番　伊藤　豊	１５番　海老原　健治
１６番　佐々木　秀一		

会長職務代理者　吉野　弘司
会　　長　廣瀬　　博

１．議事録署名人　４番　中台　孝政　　５番　斉藤　健次
１．議案審議結果
上　程　１件　　承　認　１件　　不 承 認　０件　　審 議 未 了　０件
１．閉会時間　　午前１０時００分
１．付議事項
・議案第１９号　生産緑地のあっせんについて

・報告第　９号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について
・報告第１０号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

議　長	皆様、おはようございます。 ただいまより、平成２３年第５回習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席数は、９**番市角委員の欠員の報告がありました。** １８名中１７名の出席でございます。 よって本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」の規定により 議長より指名させていただきます。 ４番 中台　孝政委員、 ５番 斉藤 健次委員、 両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。 それでは、『議案第１９号』生産緑地のあっせんについて 事務局、議案説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第１９号生産緑地のあっせんについて、ご説明させて頂きます。 所在地 習志野市本大久保●丁目●●●●番、●●●●番の一部 （本大久保第●生産緑地地区） 申請者 習志野市鷺沼●丁目●●番●●号　　●●　●● 面積 １，７１５㎡（３０７㎡、２，０５６㎡のうち１，４０８㎡の一部）（５２０坪） 買取希望額 ２５０，０００，０００円 ㎡単価 １４５，７７３円 坪単価 約４８２，０００円 用途地域 第一種低層住居専用地域（建ぺい率５０％、容積率１００％） 当初の申出事由 平成２３年第３回総会において、議案第５号で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の申請を受け審議した結果、許可相当と決したので証明書を発行した。 これにつきまして補足説明をしますと、皆さんと審議しました時●●さんは

	入院されてましたので、意志の確認を取るということで会長と私が病院まで行き確認を取って参りました。それから証明書の発行を致しました。 なお、この回答ですが都市計画課から依頼が来ていますので、農業委員会の方からこの結果をふまえて６月２２日までに回答することとします。 本案件については、生産緑地法第１０条の規定に基づき、平成２３年３月２８日付けにて、所有者より市に対して生産緑地の買取申出がなされ、市及びその他の公共団体等において買取希望がありませんでした。 よって、同法第１３条に基づき、農業に従事することを希望する者が、これを取得できるようにあっせんに努める必要があることから、農業委員会及びＪＡ千葉みらい習志野支店にあっせん依頼が来たものです。 次回６月の総会であっせん結果の報告を求めることになります。つまり農業委員さんが地元に帰って土地を買う方がいるか意向を聞いて頂き、その結果報告となります。 補足ですが生産緑地というのは、都市計画法の中に定められているのですが市街化区域の中の農地で、三大首都圏でないと存在しません。千葉県でもちょっと中に入った市では存在しません。 　生産緑地をご本人が従事できないような大きな病気になったとか、死亡して次の方がもうやらないような時、相続税などの都合で買取申出をしたいと市に申請するには、農業委員会の主たる従事者の証明がない限りはあっせんできません。あっせんされた土地というのは第一順位として、市県などの公共団体が買取申出をし、次に農業団体（農業委員会、ＪＡ）、そして来月の総会の時に地元であっせん希望者がいないのが確認できて初めて第三者にあたる不動産関係、民間に話がいきます。なお●●●●さんですが、３月の総会時には生存されておりましたが４月１４日に亡くなられています。申請された時は生存していらして結果が出るまでに亡くなっておられるということは申請事態が無効になるのかどうかという中で確認をとった結果、申請があった時点では生存していらしたということで、６月２２日回答期限までに法定相続人の遺産分割協議書、あるいは亡くなったという旨の証明をつけて頂く事によってこのまま買取申出の申請は受理し続けてやっていくことが可能ということです。
議　長	事務局ご苦労さまでした。 只今の事務局の議案説明で、ご意見・ご質問等のある方は、 挙手願います。 この案件に付きましては、「生産緑地の主たる従事者の証明願い」の発行の時に現地調査を行なわず、写真で状況判断いたしました。 その関係で、今回も現地調査は不必要と判断し、事務局に現地調査の依頼をしておりますので、その報告を事務局よりしていただきます。事務局、お願いします。

事務局	はい。それでは議案第１９号の調査報告をさせていただきます。 調査につきましては、平成２３年５月２０日に事務局２名で行ってまいりました。申請地につきましては、３月に生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願があったときに１度調査をしておりますが、それから２ヶ月以上が経過しておりましたので、再度、現地を確認してまいりました。 今、写真の方をまわしていただいておりますが、写真をご覧いただいても分りますように、３月に調査したときには、多少雑草が目につきましたけれども、今回は綺麗に耕運されていることが確認できるかと思います。 一部農地を貸して、作付けしてあったところも、綺麗になっておりました。 以上で、議案第１９号の調査報告とさせていただきます。
議　長	事務局、ご苦労さまでした。 ご質問のある方いらっしゃいますか。
吉野委員	●●●●さんはおいくつで亡くなられたのですか。
議　長	８３歳です。 他にご質問ございませんか。 議案第 19 号は、あっせんでございますので、 特に公選委員の皆様におかれましては、地元に持ち帰り 農家の方々に買い取希望者がいるかお尋ねください。 また、来月の総会で「あっせんの結果」を皆様に聞くことになりますので、宜しくお願いいたします。 続きまして、報告第 9 号および報告第 10 号でございますが、 皆様、事前にご覧頂いていると思いますが、 ご質問等がありましたら挙手願います。 何もなければこれを持ちまして、平成 23 年第 5 回 習志野市農業委員会を終了いたします。